

八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和3年(2021年)11月8日(月)

午後1時30分～午後2時20分

議会棟 第5委員会室

出席者 三浦眞一委員(会長)、原島元義委員(会長職務代理)、吉野孝典委員
秋間利久委員、森田泰介委員、小山竜太郎委員、木戸和子委員
露木輝治委員(委員8名)
(桎崎亮一委員、伊藤サワ委員 欠席)
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任(計5名)

会議内容

開 会

1 会長選出

2 職務代理者指定

3 諮問

以下の資料を配付

- (1) 令和3年人事委員会勧告等の概要(資料1)
- (2) 特別職報酬等一覧(中核市)(資料2-1)
- (3) 特別職報酬等一覧(類似団体)(資料2-2)
- (4) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(中核市)(資料3-1)
- (5) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(26市)(資料3-2)

4 審議

【会長】これより審議を始めたいと思います。市長からの諮問を検討するにあたって事務局から関連する状況など説明願います。

【事務局】これまでの審議経過及び内容について簡単に御説明します。報酬額を改定したのは、平成27年度まで遡ることとなります。平成27年度については、社会経済情勢、人事院及び都の人事委員会における引上げ勧告といった状況を確認し、特別職の報酬及び給料については職責に応じたものでなければならないという議論の中で、議員の報酬については月2万円増額、市長については1万円増額とし、一方で教育長及び常勤監査委員については他市と比べ高い水準にあったことから、教育長は4万円減額、常勤監査委員は2万円減額する改定を行いました。

平成28年度から令和2年度までについては、中核市及び類似団体との特別職の報酬

等の比較において、社会情勢等に大きな変化は生じていないとして、議員報酬及び市長等の給与について改定は行いませんでした。

そして、本年については、令和2年11月9日の前回答申から1年が経過し、社会経済情勢等の変化から、現在の特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか、御審議いただくものです。

資料1にあるとおり東京都人事委員会勧告の内容については、例月給については、公民較差がかなり小さいため、改定を見送りとしています。また、特別給については、年間支給月数を4.55月から4.45月分へ0.1月数分の引下げを、期末手当で実施としています。

資料2-1については、中核市の特別職の報酬額を、2-2について、類似団体の状況を一覧としてまとめたものです。

資料については、一番左側から、令和3年1月1日時点の住民基本台帳人口を、次に左側から市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を掲載しています。

人口及び額の左欄は順位を表示し、市名欄を網掛けしているものについては、新たに中核市に移行した自治体を、金額の右側の欄には、令和2年の審議会答申後に改定した額及び改定前との増減額を掲載しています。

新たに中核市に移行した自治体については、No27の松本市、No31一宮市の2市が該当します。

報酬額の改定については、中核市においてはNo38の寝屋川市の議長及び副議長が引上げを、同じく寝屋川市の常任委員長及び議運委員長は引下げを行っています。また、No39の東大阪市の議長、副議長、常任委員長、議運委員長及び議員が引下げを行っております。

本市における報酬額については、前年と同額ですが、中核市の中においては、No39の東大阪市が引下げ改定したことにより議長の報酬額が前年の16位から15位へ、副議長、常任委員長、議運委員長が22位から21位へと変動しています。

なお、資料2-2にあります、類似団体内の順位については、常勤監査委員が4位から3位へ、議長、常任委員長及び議運委員長が13位から12位へ、副議長が14位から13位へ変動しています。

これらの変動は、常勤監査委員については世田谷区が、議長、副議長、常任委員長及び議運委員長については東大阪市が引下げ改定をしたことによるものです。

【会長】ただいまの事務局からの説明に関して、御質問や御意見ございましたら挙手をお願いします。

【委員】類似団体というのは、何を基準に類似としているのですか。

【事務局】国が定めている基準で人口規模や産業構造、財政規模から類似した団体を区分けしています。

【委員】八王子市はこのグループなのですか。

【事務局】はい、そうです。都内自治体については、本市と同程度以上の人口規模の特別

区をまとめたものです。

【会長】他に御意見や御質問はありますか。他にはないようですので、審議会としては、議員報酬及び市長等の給与について、令和3年の勧告内容、及び類似都市の比較等を参考に審議を行いました。改定すべきという御意見、理由がございませんでしたので、現在の報酬額については、適正な水準を維持しているものとして、今回は現状通りの報酬額のまま、改定の必要なしとすることが妥当であるとまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】それでは事務局で審議会の意見をふまえて答申書の作成をお願いします。

事務局に答申書を作成していただいている間に次第の報告事項に移りたいと思います。

5 報告

【会長】特別職の期末手当の支給率について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料3-1については、中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等（令和2年度実績）を一覧にまとめたものです。左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しております。算定基礎の各要素の欄については、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには「○」を付しています。計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順位を表示しています。

資料3-2については、26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率（令和2年度実績）を一覧にまとめたものです。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に、給料月額、年間の支給月数、役職加算率、年間支給額、26市内での順位を表示しています。

本市の市長等特別職及び議員の期末手当の年間の支給月数については、全て4.55月分となっています。都の人事委員会勧告によると、職員の特別給（賞与）について年間支給月数を4.55月から4.45月へと0.1月分引下げ、その引下げを期末手当により実施するとしています。これまで本市では、職員の期末・勤勉手当と合わせて改定してきました。

資料3-1の中核市における状況において、単に支給月数だけでなく、盛り込まれている要素や年間支給額も併せて、比較・検討し、御意見いただければと思います。

具体的には、資料3-1のNo16川越市の市長については、年間支給月数は4.45月となっており、本市より低い支給月数となっていますが、川越市は算定要素に地域手当も盛り込まれているため、年間支給額は本市よりも高くなっています。

また、No32豊田市についても、支給月数は3.35月となっていますが、川越市と同様に、地域手当等を盛り込んでいますので、年間支給額は621万290円となっており、本市よりも多い額となっています。それらの状況も踏まえながら、御意見いただければと思います。

本件については、審議会の審議事項ではありませんが、審議会としての御意見をいただきたく報告するものです。

【会長】特別職の期末手当につきましては、本審議会の審議事項ではありませんが、皆様から御意見があればあわせて伺いたいということです。

【委員】給料月額のとに、かける指数が書いてありますが、山形市や水戸市、前橋市は他市町村が1.2にもかかわらず1.45となっています。これは共通した理由や訳がありますか。

【事務局】給料月額の次の数字に関しては、役職加算の割合を表示しております。役職加算の割合が自治体ごとに異なっていますので、それぞれの金額が計算に用いられています。

【委員】共通的に1.2が多いように見えるし、そこにあえて1.45という数字をもってきているのはなにか背景があるのかなと思います、質問いたしました。

【会長】それは各行政市で決定するということでしょうか。

【事務局】はい。

【会長】よろしいでしょうか。では他に御意見はありますか。

【委員】人事委員会勧告では、職員の賞与の支給月数を4.45月に引き下げる内容であったという中で、八王子市は4.55月で、他市は4.45月というところがあるのですが、八王子市は人事委員会勧告に従うというわけではないのですか。八王子市は4.55月ですか。

【事務局】資料にある数字は4月1日現在のもので、本市については昨年度の引下げで4.55月としたところです。他市の4.45月とあるものにつきましても、4月1日現在の状況でございます。

【委員】これによって来年度また引下げになるということがあるということですね。

【会長】よろしいでしょうか。何か他に御意見ありますか。

【会長職務代理】八王子市は多い方でも少ない方でもない状況からして、人事委員会勧告を参考にして4.45月が妥当ではないのかなと個人的には思います。

【会長】ありがとうございます。審議事項ではありませんが、他と数字を合わせて4.45月が妥当ではないかということですね。ほかに何か御意見ございますか。

【委員】先ほどの説明の中で、職員の方も4.55月から4.45月になるということでしたか。

【事務局】勧告では、職員の期末手当について、4.55月から4.45月の0.1月の引下げを行うと、民間との均衡が図れるということです。

【委員】それは八王子市の場合は勧告に従って改定をされていくのですか。

【事務局】これまでは、勧告に従って職員と併せて引下げを行ってきた、という状況です。

【委員】もちろん特別職ですから、職員と同じ傾向をたどる必要はないとは思いますが、そこは職員に対してしっかりと説明ができればいいと思います。一緒に引き下げると言うのが説明しやすいと思いますが、こういう状況の中で、特別職の方もご苦労が多いと思いますので、その点しっかりと職員の方へ説明がつくのであれば現状維持でもいいと

思います。

【会長】ありがとうございます。ほかにございますか。

【委員】私も全く同意見です。人事委員会勧告の調査は基本的には民間調査の平均値だと思うのですが、コロナ禍の中で、特別職について人事委員会勧告に職員の方はある程度従わなければいけないということはわかります。しかし、民間といっても色々な業種がありますので、特に自治体においてはコロナ禍で、職員の皆さんも特別職の皆さんも、頑張っているというのは非常に感じます。なかなか人事委員会勧告を破るというのはできないとは思いますが、何かいい形で職員の皆さんに返していけるような施策を人事委員会の方に訴えるということをしていただけるといいのかな、と思います。市の職員が大変な状況なのに、将来的になり手が不足するということになってしまう部分もあると思うので、未来も八王子市が良い自治体であるためにも、いい人材を得る観点からもそういうふうに思います。勧告については、どうしてもみんな右ならえにならざるを得ないというのは仕方ないと思います。

【会長】ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。意見の方向としては、特別職の期末手当についても職員とあわせて改定することが妥当である、ということではよろしいでしょうか。

皆さんからの御意見は、参考意見として議事録に記載していただきますようお願いいたします。また、参考意見となりますので、他の委員の方で御意見がありましたら、後ほどでもよいので事務局へ連絡してください。

答申案が整ったようなので、事務局は配付、読み上げをお願いします。

【事務局】〔答申案配付・読み上げ〕

【会長】答申案を読み上げていただきましたが、御異議はございますか。

【委員】異議なし。

【会長】それでは、以上をもって審議会の答申とさせていただくということで、よろしいですか。

【委員】異議なし。

【会長】答申の内容については、案のとおりとさせていただきます。

【会長】それでは、事務局で体裁を整えて、市長へ提出をお願いしたいと思います。

本日の審議は以上で終了とします。今回の議事録については、ホームページで公表することになりますが、事務局は公表前に各委員に内容確認願います。

ありがとうございました。

閉 会